

使用貸借契約書

農地法第3条に係る使用貸借の権利設定にあたり、下記のとおり契約します。

令和 年 月 日

秋田市

甲（貸主）

秋田市

乙（借主）

記

- 使用貸借の目的物
貸主（以下甲という）は、この契約の定める各事項に従い借主（以下乙という）に対し、甲名義の農地等を別表のとおり乙に使用貸借する。
- 使用貸借地の利用目的
乙は、対象農地等を耕作目的以外に使用してはならない。
- 使用貸借の期間
使用貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間とする。
- 契約期間中の解約
契約期間中の途中解約は、特殊な事情（注記）の場合をのぞき、原則として行わない。

- その他、この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議して定める。
- 念のため本契約書を3通作成し、甲・乙および農業委員会が各1通保管する。

（注記）

- ☆ 後継者が病気やケガで農業経営ができない状態になったとき。
- ☆ 病気療養、就学などのため他市町村に住所を移したとき。
- ☆ 土地改良法に基づく事業によって交換分合したとき。
- ☆ 土地収用法その他の法律に基づく事業（いわゆる公共事業）によって買収等されたとき。

別表（秋田市）

大字	字	地番	地目		面積(m ²)	備考
			登記	現況		
計 筆						